

防火設備定期点検委託 基本仕様書

1 委託名称

大阪市立水都国際中学・高等学校 放火設備定期点検委託

2 委託場所

大阪市立水都国際中学・高等学校 東学舎 大阪市住之江区南港中2-7-18

大阪市立水都国際中学・高等学校 西学舎 大阪市住之江区南港中3-7-13

3 委託期間

契約確定日から2021年3月31日まで

4 委託内容

(1) 建築基準法第12条の防火設備定期検査及び報告

1) 防火設備定期検査の基準、期間及び結果報告は建築基準法に基づき実施する。

2) 点検・検査時期

※事前に法人と協議し学校運営に支障のなきよう、作業日程調整をおこなうこと。

3) 防火設備等の種類

※この項目について防火設備定期検査対象とする。

東学舎 防火戸 20台

西学舎 防火戸 26台

4) 点検については、防火設備検査員等、必要な資格を有するものが行うこと。

5) 点検に伴い使用する工具、測定器、消耗品は受注者の負担とする。

(2) 点検不良箇所一覧表

不良箇所一覧を作成、整理し提出すること。

※不良部品、不良理由等を明確に記すこと。不良箇所写真を添付すること。

(3) 点検状況写真

各工種の点検状況を撮影したものを学校ごとに整理すること。

5 その他

(1) 点検を行うにあたっては法人担当者、学校関係者等と十分協議すること。

(2) 各点検報告書に防火管理者、立会者の印をもらうこと。

(3) 当該点検にかかる設備状態等を十分把握し、危険な場所には必要な安全措置を講じ、学校関係者及び業務従事者等の事故防止に努めると共に、第三者及び学校施設に危害損傷を与えないよう十分注意すること。

(4) 本仕様書に疑義を生じたときは、法人担当者と協議し、その指示に従うものとする。